

日本国有鉄道改革法の施行に伴う経過措置等に関する政令の一部を改正する政令案参照条文

日本国有鉄道改革法等施行法の施行に伴う経過措置等に関する政令（昭和六十二年政令第五十三号）抄

（定義）

第一条 この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 改革法 日本国有鉄道改革法（昭和六十一年法律第八十七号）をいう。
- 二 会社法 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）をいう。
- 三 清算事業団法 日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第三百二十六号、第七号及び第七号第二項において「債務等処理法」という。）附則第六条の規定による廃止前の日本国有鉄道清算事業団法（昭和六十一年法律第九十号）をいう。
- 四 施行法 日本国有鉄道改革法等施行法をいう。
- 五 旅客会社 会社法第一条第一項に規定する旅客会社をいう。
- 六 承継法人 改革法第十一条第二項に規定する承継法人をいう。
- 七 清算事業団 債務等処理法附則第二条第一項の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団をいう。

（権利及び義務の承継に伴う承継法人等に対する法人税法等の適用に関する経過措置等）

第七条 （略）

2 承継法人（施行法第二十一条第二項の承認を受けた計画に従い当該経営の分離に係る一般自動車運送事業に相当する一般旅客自動車運送事業（以下「一般旅客自動車運送事業」という。）を経営する株式会社を含む。以下この項において同じ。）が債務等処理法附則第二十五条の規定による改正前の施行法第三十一条の規定により清算事業団から無償で貸付けを受けている土地に存する当該承継法人の事業の用に供していた固定資産と清算事業団の有する固定資産との交換が清算事業団法第二十六条第一項第三号の規定により行われた場合（承継法人が債務等処理法第二十五条の規定により日本鉄道建設公団から無償で貸付けを受けている土地に存する当該承継法人の事業の用に供していた固定資産と日本鉄道建設公団の有する固定資産との交換が債務等処理法第十三条第一項第三号の規定により行われた場合を含む。）には、当該承継法人がその交換により取得した固定資産は、法人税法第四十二条第二項に規定する固定資産とみなして同条の規定を適用する。この場合において、同項中「その固定資産の価額」とあるのは、「その固定資産の価額から交換により譲渡した固定資産の当該交換の時における帳簿価額を控除した残額」とする。

3 } 12 （略）

日本国有鉄道改革法（昭和六十一年法律第八十七号）抄

（電気通信等に関する業務等の引継ぎ）

第十一条 国は、日本国有鉄道が行つてゐる電気通信、情報の処理及び試験研究に関する業務のうち、すべての旅客会社及び貨物会社の事業の運営に関連するため一体的に運営することが適当であると認められるものについては、旅客会社及び貨物会社以外の法人であつて運輸大臣がこれらの業務の性質を考慮して指定するものに引き継がせるものとする。

2 国は、第六条、前三条及び前項に定めるもののほか、日本国有鉄道が行つてゐる事業又は業務（以下「事業等」という。）のうち、これらの規定により旅客会社、貨物会社及び同項の規定により運輸大臣が指定する法人（以下「承継法人」という。）が行ふこととなる事業等と併せて運営することが適当と認められるものについては、当該承継法人に引き継がせるものとする。

（権利及び義務の承継）

第二十二條 承継法人は、それぞれ、承継法人の成立の時において、日本国有鉄道の権利及び義務（第二十四条第一項から第三項までの規定により日本国有鉄道が日本鉄道建設公団から承継するものを含む。）のうち承継計画において定められたものを、承継計画において定めるところに従い承継する。

日本国有鉄道改革法等施行法（昭和六十一年法律第九十三号）抄

（旅客会社による一般自動車運送事業の経営の分離）

第二十一條 （略）

2 旅客会社は、前項の検討の結果に基づき一般自動車運送事業の経営を分離しようとするときは、遅滞なく、その分離に関する方針その他の運輸省令で定める事項を記載した計画を定め、運輸大臣の承認を受けるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

3・4 （略）

（権利及び義務の承継に伴う租税関係法令の適用に関する経過措置等）

第二十七條 （略）

2、13 （略）

14 前項に定めるもののほか、承継法人（第二十一条第二項の承認を受けた計画に従い当該経営の分離に係る一般自動車運送事業に相当する一般旅客自動車事業を経営する株式会社を含む。）に対する法人税に関する法令の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

法人税法（昭和四十年法律第三十四号）抄

（国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入）

第四十二条 内国法人（清算中のものを除く。以下この条において同じ。）が、各事業年度において固定資産の取得又は改良に充てるための国又は地方公共団体の補助金その他政令で定めるこれに準ずるもの（第四十四条までにおいて「国庫補助金等」という。）の交付を受け、当該事業年度においてその国庫補助金等をもつてその交付の目的に適合した固定資産の取得又は改良をした場合（その国庫補助金等の返還を要しないことが当該事業年度終了の時までに確定した場合に限る。）において、その固定資産につき、当該事業年度終了の時において、その取得又は改良に充てた国庫補助金等の額に相当する金額（以下この項において「圧縮限度額」という。）の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し、又はその圧縮限度額以下の金額を政令で定める方法により経理したときは、その減額し又は経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 内国法人が、各事業年度において国庫補助金等の交付に代わるべきものとして交付を受ける固定資産を取得した場合において、その固定資産につき、当該事業年度終了の時において、その固定資産の価額に相当する金額（以下この項において「圧縮限度額」という。）の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し、又はその圧縮限度額以下の金額を政令で定める方法により経理したときは、その減額し又は経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

3 前二項の規定は、確定申告書にこれらの規定に規定する減額し又は経理した金額に相当する金額の損金算入に関する明細の記載がある場合に限り、適用する。

4 税務署長は、前項の記載がない確定申告書の提出があつた場合においても、その記載がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、第一項又は第二項の規定を適用することができる。

5 内国法人が、適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下この条において「適格分社型分割等」という。）により国庫補助金等（当該適格分社型分割等の日の属する事業年度開始の時から当該適格分社型分割等の直前までの期間内に交付を受けたものに限る。）をもつて取得又は改良をした固定資産（当該国庫補助金等の交付の目的に適合したものに限る。以下この項において同じ。）を分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人（次項において「分割承継法人等」という。）に移転する場合（当該国庫補助金等の返還を要しないことが当該直前の時まで確定した場合に限る。）において、当該固定資産につき、その取得又は改良に充てた国庫補助金等の額に相当する金額の範囲内でその帳簿価額を減額したときは、当該減額した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

6 内国法人が、適格分社型分割等により第二項に規定する固定資産（当該適格分社型分割等の日の属する事業年度開始の時から当該適格分社型分割等の直前までの期間内に取得したものに限る。以下この項において同じ。）を分割承継法人等に移転する場合において、当該固定資産につき、当該固定資産の価額に相当する金額の範囲内でその帳簿価額を減額したときは、当該減額した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

7 前二項の規定は、これらの規定に規定する内国法人が適格分社型分割等の日以後二月以内にこれらの規定に規定する減額した金額に相

当する金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

8 合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人が適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立により被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人において第一項、第二項、第五項又は第六項の規定の適用を受けた固定資産の移転を受けた場合における当該固定資産の取得価額その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）抄

（国庫補助金等で取得した固定資産等についての圧縮記帳に代わる経理方法）

第八十条 法第四十二条第一項及び第二項（国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入）並びに第四十四条第一項（特別勘定を設けた場合の国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入）に規定する政令で定める方法は、これらの規定に規定する圧縮限度額以下の金額を損金経理により引当金勘定に繰り入れる方法（確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）とする。

（国庫補助金等で取得した固定資産等の取得価額）

第八十条の二 内国法人がその有する固定資産について法第四十二条第一項、第二項、第五項又は第六項（国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入）の規定の適用を受けた場合には、これらの規定により各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額は、当該固定資産の取得価額に算入しない。

2 内国法人が適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立により被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人（以下この項において「被合併法人等」という。）において法第四十二条第一項、第二項、第五項又は第六項の規定の適用を受けた固定資産の移転を受けた場合には、当該被合併法人等において当該固定資産の取得価額に算入されなかつた金額は、当該固定資産の取得価額に算入しない。

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第三百二十六号）抄

（機構の業務に関する特例）

第十三条 機構は、当分の間、機構法第十二条に規定する業務のほか、次の業務を行うものとする。

- 一 第七条から第十一条までの規定により負担することとされる費用等の支払を行うこと。
- 二 前号の業務その他の業務の遂行に必要な資金に充てるために附則第二条第一項の規定により公団が承継した土地その他の資産のうち

機構法附則第二条第一項の規定により機構が承継するものの処分を行うこと。

三 前号の業務を効果的に推進するため附則第二条第一項の規定により公団が承継した土地のうち機構法附則第二条第一項の規定により機構が承継するものに係る宅地の造成及びこれに関連する施設の整備並びに当該宅地及び施設の管理及び譲渡を行うこと。

四 前三号に掲げるもののほか、附則第二条第一項の規定により公団が承継した権利及び義務のうち機構法附則第二条第一項の規定により機構が承継するものの行使及び履行のために必要な業務を行うこと。

五 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

2・3 (略)

(承継法人に対する機構が承継する土地の無償貸付け)

第二十五条 機構は、附則第二条第一項の規定により公団が承継した土地のうち機構法附則第二条第一項の規定により機構が承継するものであつて改正前施行法第三十一条の規定により事業団が承継法人(改正前施行法第二十一条第二項の承認を受けた計画に従い当該経営の分離に係る一般自動車運送事業に相当する道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)第三条第一号に規定する一般旅客自動車運送事業を営営する株式会社を含む。附則第二十六条第二項において同じ。)に対し無償で貸し付けていたものを、当該承継法人の事業の用に供する施設の機構の土地からの移転が終了するまでの間、当該承継法人に対し引き続き無償で貸し付けることができる。

附則

(日本国有鉄道改革法等施行法の一部改正)

第二十五条 日本国有鉄道改革法等施行法の一部を次のように改正する。

(略)

第三十一条を次のように改める。

第三十一条 削除

(略)

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律附則第二十五条の規定による改正前の日本国有鉄道改革法等施行法(昭和六十一年法律第九十三号)抄

(承継法人に対する清算事業団の土地の無償貸付け)

第三十一条 清算事業団は、改革法第二十一条の規定により資産の承継が行われた場合において、承継法人の事業の用に供する施設が清算事業団の土地に存することとなり、その施設を清算事業団の土地から移転することが必要となるときは、当該移転が終了するまでの間は、

当該土地を当該承継法人に対し無償で貸し付けることができる。

日本国有鉄道清算事業団法（昭和六十一年法律第九十号）抄

（業務の範囲）

第二十六条 事業団は、第一条第一項の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 国鉄長期債務その他の債務の償還及び当該債務に係る利子の支払を行うこと。
- 二 前号の業務その他業務の遂行に必要な資金に充てるために土地その他の資産の処分を行うこと。
- 三 前号の業務を効果的に推進するため事業団の所有する土地に係る宅地の造成及びこれに関連する施設の整備並びに当該宅地及び施設の管理及び譲渡を行うこと。
- 四 前三号に掲げるもののほか、日本国有鉄道の改革の実施に伴い事業団に帰属した権利及び義務の行使及び履行のために必要な業務を行うこと。
- 五 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。
- 六 前各号に掲げるもののほか、第一条第一項の目的を達成するため必要な業務を行うこと。

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号）抄

附 則

（日本鉄道建設公団の解散等）

第二条 日本鉄道建設公団（以下「公団」という。）は、機構の成立の時に於いて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時において機構が承継する。

2 6 （略）

（日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律の一部改正）

第十八条 日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律の一部を次のように改正する。

（略）

第十三条の見出し中「公団」を「機構」に改め、同条第一項中「公団は」を「機構は」に、「日本鉄道建設公団法（昭和三十九年法律第三号。以下「公団法」という。）第十九条第一項及び第二項」を「機構法第十二条」に改め、同項第二号中「承継する」を「公団が承継した」

に改め、「資産」の下に「のうち機構法附則第二条第一項の規定により機構が承継するもの」を加え、同項第三号中「承継する」を「公団が承継した」に改め、「土地」の下に「のうち機構法附則第二条第一項の規定により機構が承継するもの」を加え、同項第四号中「承継する」を「公団が承継した」に改め、「義務」の下に「のうち機構法附則第二条第一項の規定により機構が承継するもの」を加え、同条第二項中「公団は」を「機構は」に、「公団法第十九条第一項及び第二項並びに」を「機構法第十二条及び」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「公団」を「機構」に、「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とする。

(略)

第二十五条の見出し中「公団」を「機構」に改め、同条中「公団」を「機構」に、「承継する土地」を「公団が承継した土地のうち機構法附則第二条第一項の規定により機構が承継するもの」に改める。

(略)

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第十八条の規定による改正前の日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第百三十六号）抄

(公団の業務に関する特例)

第十三条 公団は、当分の間、日本鉄道建設公団法（昭和三十九年法律第三号。以下「公団法」という。）第十九条第一項及び第二項に規定する業務のほか、次の業務を行うものとする。

- 一 第七条から第十一条までの規定により負担することとされる費用等の支払を行うこと。
- 二 前号の業務その他の業務の遂行に必要な資金に充てるために附則第二条第一項の規定により承継する土地その他の資産の処分を行うこと。
- 三 前号の業務を効果的に推進するため附則第二条第一項の規定により承継する土地に係る宅地の造成及びこれに関連する施設の整備並びに当該宅地及び施設の管理及び譲渡を行うこと。
- 四 前三号に掲げるもののほか、附則第二条第一項の規定により承継する権利及び義務の行使及び履行のために必要な業務を行うこと。
- 五 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

(承継法人に対する公団が承継する土地の無償貸付け)

第二十五条 公団は、附則第二条第一項の規定により承継する土地であつて改正前施行法第三十一条の規定により事業団が承継法人（改正前施行法第二十一条第二項の承認を受けた計画に従い当該経営の分離に係る一般自動車運送事業に相当する道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第三条第一号に規定する一般旅客自動車運送事業を営む株式会社を含む。附則第二十六条第二項において同じ。）に対し無償で貸し付けていたものを、当該承継法人の事業の用に供する施設の公団の土地からの移転が終了するまでの間、当該承継法人に

対し引き続き無償で貸し付けることが出来る。